

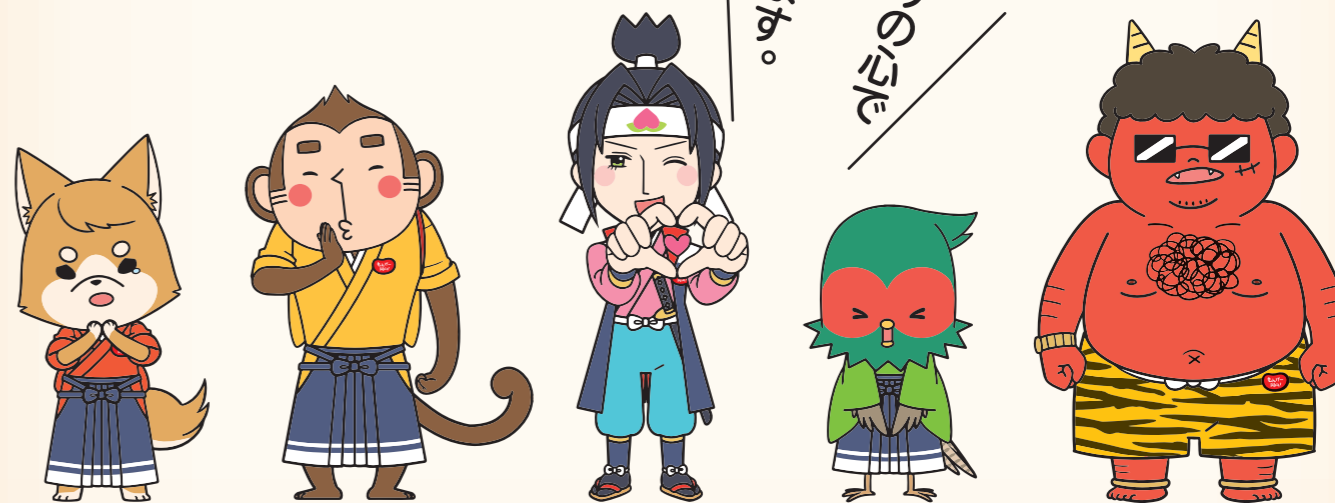
令和
3年7月
改訂版

ももたろう 防災

要配慮者の防災

支援してくださる皆様へ

思っている以上に
「支援」を
お願いします。



要配慮者と
話し合い
作りましょう。



【避難支援】 個別避難計画作成ノート

お名前				性別	男・女
住所					
生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日(歳)			血液型	型
状況	※支援が必要な状況		※移動の状況(車イスなど)		
緊急連絡先	氏名	続柄	連絡先		
	氏名	続柄	連絡先		
かかりつけのお医者さん				連絡先	
使用している薬					
避難するとき気をつける事					
避難所で気をつける事					
支援者	氏名	続柄	連絡先		
	氏名	続柄	連絡先		
避難ルート	※自宅から避難所までの図			その他	

【企画・制作】



岡山県 危機管理課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号 TEL. 086-226-7562



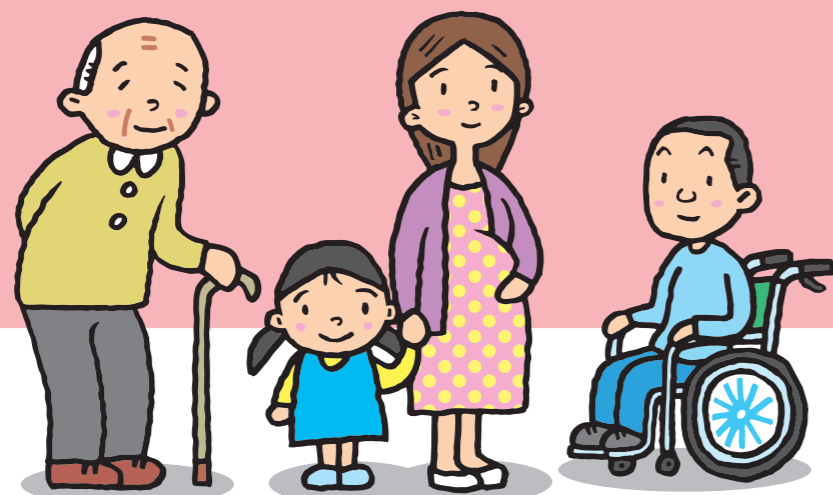
岡山県

施設や地域で 要配慮者の支援を行う皆様へ

高齢者や障害のある人、妊産婦、乳幼児などの方は、要配慮者といわれ、災害時に特別の配慮が必要です。

本書では、日頃からの準備や避難の手順、避難所での配慮事項など、要配慮者の安全確保に必要な項目を簡潔にまとめました。

施設や地域の要配慮者の方の災害時の支援にお役立てください。



要配慮者とは

災害時に自分の身を守るための適切な行動が取りにくく、手助けが必要な人のこと
(高齢者・障害のある人・病人・妊産婦・乳幼児・外国人など)

目次

日頃からの準備	P2
避難の手順	P3
避難所で配慮すること	P5
避難確保計画の作成・避難訓練の実施 が必要です!	P7
障害や難病のある人のための備え	P9

日頃からの準備

個別避難計画を作しましょう

誰が支援し、どこへ避難してもらうかを、避難支援者や関係者で話し合い、「個別避難計画」を作っておきましょう。



日頃から交流し、
災害時に何をしてほしいか
事前に把握しておくことが
大切です。

日頃からのコミュニケーションを

災害時の支援活動をスムーズに行うためには、要配慮者とのコミュニケーションを日頃からとっておくことが大切です。



要配慮者へやさしい環境づくり

車いすでも避難路は通れるか、放置自転車などの障害物がないか、耳や目の不自由な人や外国人向けの避難伝達方法などはあるかなどを点検し、要配慮者に対応した環境づくりをしましょう。



一緒に防災訓練に参加

要配慮者と一緒に防災訓練を行い、その際、災害が起きた時の安否確認や避難支援体制など、具体的な支援内容を決めておきましょう。



避難の手順

台風情報が発表されてから避難するまでの流れ

1

高齢者等避難

避難指示を発令することが予想される場合、避難に時間を要する人(高齢者、障害のある人、乳幼児等)とその支援者は避難を開始しましょう。

「高齢者等避難」が発令されたら、自身の安全を確保し直ちに要配慮者宅へ駆けつけ安否を確認しましょう。災害状況などを大きな声で説明し、どのような支援が必要か聞きましょう。



2

要配慮者の非常持出袋を持って避難所へ移動。避難所への移動が危険な場合は要配慮者宅に留まり、サポートしましょう。

要配慮者の非常持出袋

- (例) 高齢者なら…
- ・お薬・お薬手帳・介護保険被保険者証
 - ・老眼鏡・補聴器・入れ歯
 - ・大人用おむつ など



6

避難所での対応が困難な場合は福祉避難所へ移送しましょう。

福祉避難所

災害発生時に指定避難所での避難生活が困難な要配慮者を受け入れる避難所です。

※福祉避難所は、必要に応じて市町村が開設します。



3

介護者がいる場合、介護者とともに支援しましょう。一人の要配慮者に対してできる限り複数人で対応しましょう。



要配慮者の避難誘導はできる限り複数人で対応してください。

5

感染症予防の徹底を

高齢者や障害のある人は感染症の重症化リスクが高いとされています。避難所では、マスクの着用、手洗い、咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底や、定期的な換気、十分なスペースの確保などの感染症予防を徹底しましょう。※障害特性などにより、マスク等の着用が困難な状態にある場合は、適切な感染症対策をとるようにしましょう。

避難所では本人に確認のうえ、トイレなどが使用しやすい場所を確保しましょう。体力が低下しないよう、食事、トイレ、室温などに気をつけ、声かけをしましょう。



4

避難誘導する際は、要配慮者の体力を見ながらゆっくりと誘導しましょう。急を要する際は背負ったり、担架にのせて避難しましょう。

災害時の要配慮者への対応方法

- 【高齢者】背負ったり、肘や肩につかまってもらって誘導しましょう。危険箇所は指差し確認などして注意を促しましょう。
- 【歩行が困難な人】車イスの場合、階段では必ず3人以上で援助しましょう。上がるときは前向き、下がる時は後ろ向きで移動しましょう。
- 【視覚に障害のある人】誘導は手を引くのではなく、肘か肩を持ってもらって行いましょう。
- 【聴覚に障害のある人】顔をまっすぐ見て、口を大きく動かしてゆっくり話しましょう。筆談は要点をまとめて分かりやすくしましょう。
- 【外国人】身振り手振りで誘導しましょう。

避難所で配慮すること

要配慮者にやさしい空間づくり

間仕切りをしましょう。
個室があれば個室を準備しましょう。

プライバシーの確保が大切です。



本人の意向を確認のうえ、トイレなど利用しやすい場所に配置しましょう。

要配慮者以外の方の理解を求めましょう。

介護する家族などの居場所を一緒に配置しましょう。



床に直にではなく、段ボールなどでベッドを準備しましょう。

バリアフリー

介護する人にも介護しやすい環境を!

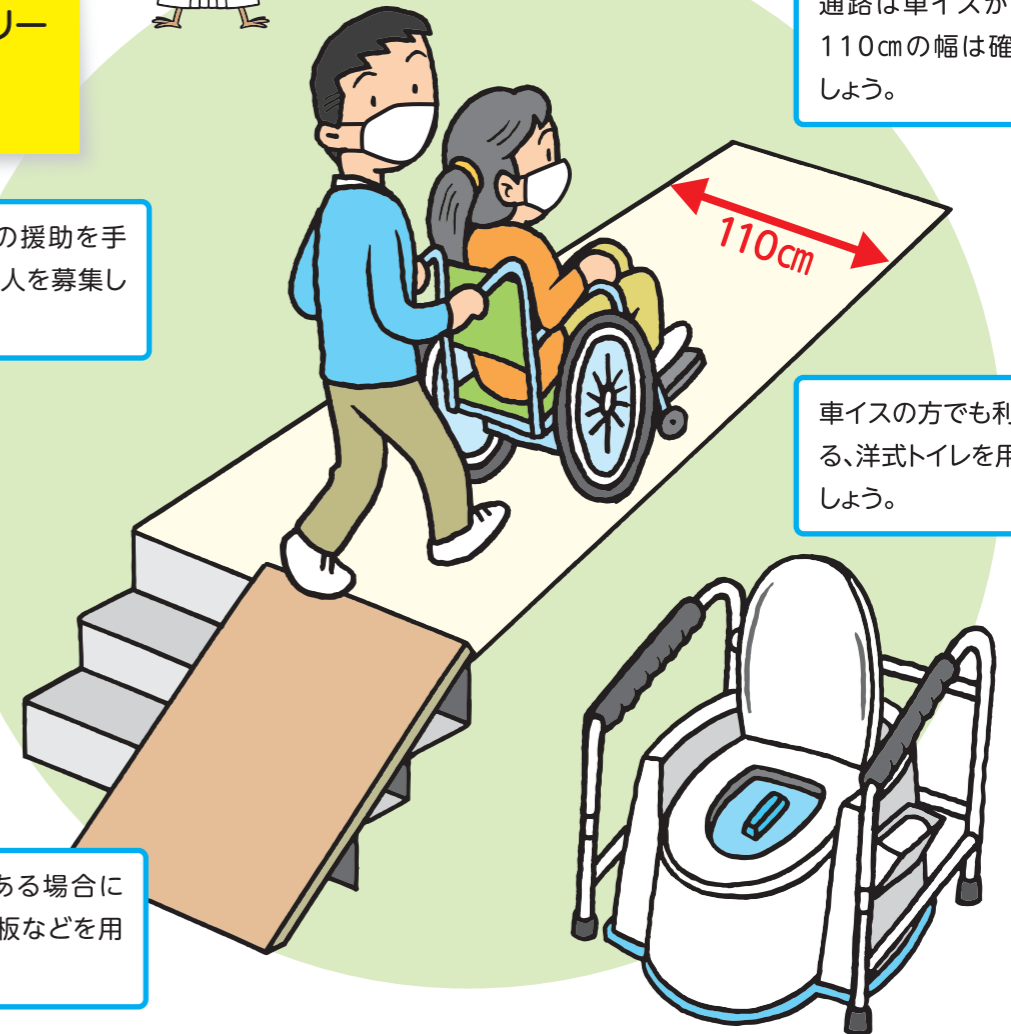


要配慮者への援助を手伝ってくれる人を募集しましょう。

通路は車イスが通れる110cmの幅は確保しましょう。

車イスの方でも利用できる、洋式トイレを用意しましょう。

階段などがある場合には、スロープ板などを用意しましょう。



要配慮者の特性を踏まえた対応

要配慮者の特性によって配慮する内容は様々です。

例えば…

視覚に障害のある人

生活環境が変わると、日常的な行動も困難になりますので、避難所内の案内を行い、トイレや水道などの場所を確認してもらいましょう。



聴覚に障害のある人

音声では情報が受け取れないので、重要な情報は必ず文字で掲示・伝達するようにしましょう。



肢体に障害のある人

自力での衣服の着脱や食事などが困難な場合が多いので、本人の意向を確認したうえで、介助しましょう。



認知症のある人

環境の変化を理解できずに気持ちが混乱する場合がありますので、顔見知りの方にも協力してもらって適宜話しかけるようにしましょう。



知的障害のある人／発達障害のある人

急激な環境変化でパニックを起こすこともありますので、家族とも相談して、仕切られた空間を用意するなど落ち着ける環境をつくりましょう。



乳幼児

乳児には哺乳が必要ですので、プライバシーに配慮した授乳スペースを確保しましょう。



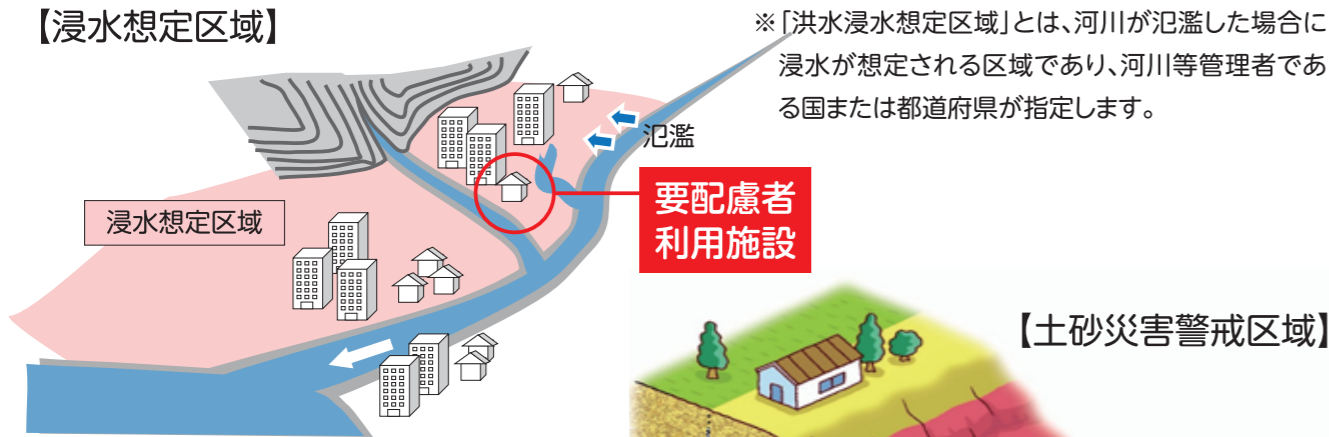
避難確保計画の作成・避難訓練の実施が必要です!

要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント

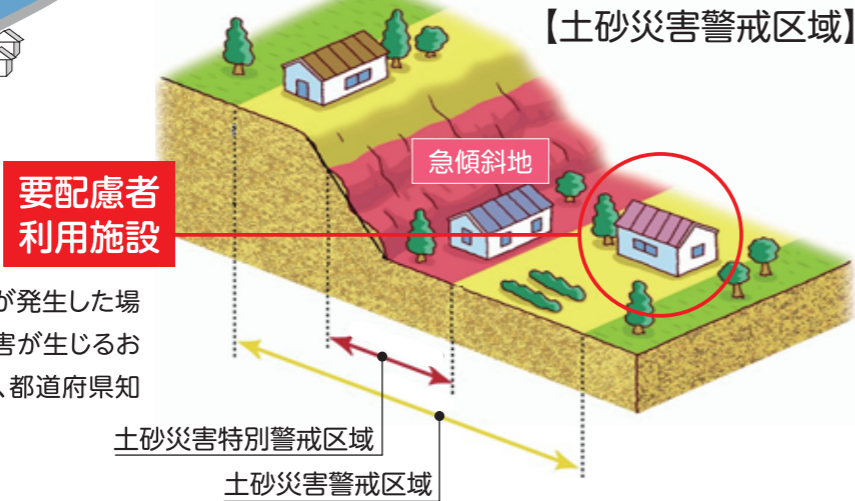
浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。
※市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

【土砂災害警戒区域】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

要配慮者利用施設

とは・・・
社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

【社会福祉施設】

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設

- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター等

【学校】

- ・幼稚園・義務教育学校・特別支援学校
- ・小学校・高等学校・高等専門学校
- ・中学校・中等教育学校・専修学校(高等課程を置くもの)等

【医療施設】

- ・病院・診療所・助産所等

※義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1. 避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成の手引き」を国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

●「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な次の事項を定めた計画です。

- ・防災体制・避難誘導・施設の整備・防災教育及び訓練の実施
- ・自衛水防組織の業務(※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合)
- ・そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

●避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等の皆様が主体的に作成いただくことが重要です。

●作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを共用スペースの掲示板などに掲載しておくことも有効です。

2. 市町村長への報告

●避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を市町村長へ報告する必要があります。

- ・避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- ・正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3. 避難訓練の実施

●避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、多くの方々が必要訓練に参加することで、より実効性が高まります。

●ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施することが重要です。



※「水防法・土砂災害防止法の改正について」(国土交通省)
(https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jjeisuibou/pdf/about_suibou02.pdf)を加工して作成

障害や難病のある人のための備え

障害や難病のある方があわてずに安全なところに避難するためには、一人ひとりに応じた備えが欠かせません。

災害時サポートブック～私の避難プラン～

岡山県では、障害のある方やそのご家族が、身近な人の支援のもと、避難行動計画を作成できるよう「災害時サポートブック～私の避難プラン～」と作成支援者向けの「作成支援のための手引き」を作成しています。

<目的・用途等>

- 書込み型の避難プラン様式、手帳サイズ・加除式。
- 障害のある人やその家族が、身近な人の支援のもとで作成する。
- 災害時の円滑な避難行動に役立てるとともに、避難先等で適切な支援や配慮を得るために活用する。

<内容・構成>

- 避難に関すること
(避難のタイミング、避難場所、避難方法、持ち出し品リスト等)
- 本人情報(障害の状況や特性、利用している福祉サービス、かかりつけ医等)
- 緊急連絡先 など



<p>私の避難方法・手段</p> <p>誰と?</p> <p><input type="checkbox"/> 自分で逃げる(一人でも大丈夫)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 同居の家族と逃げる</p> <p><input type="checkbox"/> 避難を支援してくれる人がいる(支援者と逃げる)</p> <p><input type="checkbox"/> 避難を支援してくれる人がいない(誰かに支援してほしい)</p> <p>どうやって?</p> <p><input type="checkbox"/> 歩いて逃げる</p> <p><input type="checkbox"/> 車で逃げる</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p>◎避難を支援してくれる人</p> <p>妻 岡山 桃子 090-0000-0000</p> <p>◎家族や支援してくれる人が不在のときは…</p> <p>△△事業所のXX さんに Tel 090-0000-0000 FAX 086-000-0000 メール aaa@ppp.co.jp</p>
--	---

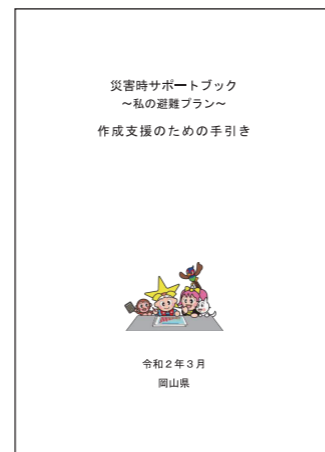
災害時サポートブック作成支援のための手引き

<目的・用途等>

- サポートブック作成を支援する人向けの手引き書(作成支援マニュアル)
- 障害のある人やその家族の支援に普段から携わっている人など、身近な立場の人が避難プランの作成を支援する際、参考としてもらうものです。
※想定される作成支援者
障害者団体や地域自立支援協議会や、障害福祉サービス事業所の関係者 など

<内容・構成>

- 作成支援の進め方と心構え
- 作成支援の際の留意点、配慮点
- 支援のための基礎情報(障害ごとの特性等)
- 各種窓口(県、市町村、関係団体等) など



<障害のある方やそのご家族の方へ>

この「災害時サポートブック」は、どなたでもご自由にお使いいただけます。身近な人と一緒に作ってみましょう。

<障害者団体や障害福祉サービス事業所等の方へ>

日頃から、障害のある人の支援に携わっている方は、この様式と手引きを活用していただき、できるだけ多くの方が避難プランを作成できるよう作成支援をお願いします。

○岡山県障害福祉課ホームページからダウンロードできます

- 検索「岡山県 災害時サポートブック」
- URL: <https://www.pref.okayama.jp/page/656522.html>

非常持出品の準備

生活必需品や必要な薬は、本人と家族分を3日以上まとめておき、すぐに持ち出せるように置き場所を決めておきましょう。

<要配慮者の非常持出品チェックリスト(例)>

- お薬手帳 ※お薬手帳がない場合は、薬の情報を記載した用紙など
- 健康保険証
- 介護保険被保険者証
- 障害者手帳(お持ちの方は災害時サポートブックを含む)
- 心身障害者医療費受給資格者証(お持ちの方は災害時サポートブックを含む)
- 特定医療費(指定難病)受給者証(緊急医療支援手帳を含む)
- くすり ※毎日服用が必要なくすりは3日分(できれば1週間分)
- 医療機器 ※人工呼吸器、酸素療法、胃ろう等にかかる必要物品
- 身分証明書(運転免許証など)
- 食料品等 ※飲料水や食料品は最低3日分、水は1人1日3リットルが目安
- 衣類等
- 貴重品
- マスク、体温計、アルコール消毒液、スリッパ
- 日用品(軍手、懐中電灯、ヘッドランプ、ペンダントライト、携帯ラジオ、ティッシュペーパー、ライター、笛等)
- その他(病気特有で必要な物等)



被災しても療養を続けるための備え

①治療に関すること

- かかりつけ医との連絡方法や災害時の対応について事前に確認しておきましょう。
- かかりつけ医以外の医療機関に受診する場合に備えて、病状を的確に伝えるための準備をしておきましょう。
※「災害時サポートブック」や「緊急医療支援手帳」などに必要事項を記入し、すぐに持ち出せるようにしておくか、常に携帯するようにしましょう。必要な場合は、かかりつけ医に記入を依頼しましょう。
※病気の状態によって必要があれば、かかりつけ医から紹介状をもらっておきましょう。

②くすりに関すること

- 予備のくすりや物品を備蓄しておきましょう。また、毎日服用しているくすりがあれば3日分(できれば1週間分)は常備し、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。
- 災害の状況によっては、手元にくすりがない状態になる可能性があるため、「災害時サポートブック」や「緊急医療支援手帳」などにくすりの情報を記入しておきましょう。また、「おくすり手帳」等も役立ちますので、できれば、「災害時サポートブック」や「緊急医療支援手帳」などと一緒に携帯しましょう。

③避難に関すること

- 特に災害時に自力での避難が困難な方は、市町村や保健所、療養支援者とも相談しながら個別避難支援計画を策定しておきましょう。年に1回は内容を確認し、必要な部分を更新しましょう。
- 災害時の連絡手段となるNTT災害用伝言ダイヤル「171」や災害伝言板サービス(携帯電話のメール伝言板)の使用方法について確認しておきましょう。



災害に備えて「災害時サポートブック」や「緊急医療支援手帳」、「個別避難計画」の作成を行い、1年に1回は内容を確認し、日頃から携帯するよう努めましょう。